

津野町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成20年10月

津野町は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方について、平成19年7月6日付け総務省の通知に基づき公表いたします。

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与及び民間従業員のデータ

(平成19年4月1日現在)

区 分	津野町職員			民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料	職員数	平均年齢	平均給与
全 体	1	57.0 歳	-	-	50.9	292,000 円
高知県	248 人	52.7 歳	345,083 円	-	-	-
国	5,193 人	48.8 歳	287,094 円	-	-	-
類位 団体	-	48.6 歳	271,177 円	-	-	-

平均給与とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など、すべての諸手当の額を合計したもので、津野町の人事行政の運営等の状況において公表しているものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	30 歳 以下	31 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 40 歳	41 歳 ~ 45 歳	46 歳 ~ 50 歳	51 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 60 歳	60 歳 以上
全 体							1	

(3) その他給与に関する事項

1 給料表

行政職給料表 独自の給料表を適用しています。

(給料表につきましては、平成22年3月まで今の現状を続けます。)

2 手 当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

3 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、3号級（55歳を超える職員にあっては1号給）を標準として昇給します。

4 具体的な取組内容

技能労務員は平成22年3月までで、平成22年度には廃止とします。